

菊池市公告第 9 号

地籍調査による筆界案の作成公告

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 30 条第 1 項の規定に基づき、土地の筆界について調査したところ、下記土地の所有者等の所在が明らかでないが、筆界を特定し得る資料等に基づき、同条第 5 項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

ついては、下記のとおり、筆界案を確認することができる者は公告期間内に筆界案について意見を申し出ることができ、公告期間内に申し出がないときは筆界案を確認したものとして筆界の調査を行うものとする。

令和 8 年 1 月 21 日

菊池市長 江頭 実



記

- ① 土地の所在：菊池市広瀬 663・11 (対象の土地は別紙のとおり)
- ② 筆界案を確認できる場所：菊池市役所 1 階 地籍調査課事務所
- ③ 筆界案を確認できる者：上記①の土地所有者その他の利害関係人
又はこれらの者の代理人
- ④ 筆界案を確認できる期間：令和 8 年 1 月 22 日(木)午前 8 時 30 分から
令和 8 年 2 月 10 日(火)午後 5 時まで(20 日間)
※土日、祝日の閉庁日及び閉庁時間を除く
- ⑤ 筆界案を作成した資料等：昭和 55 年 2 月 12 日 登記 地積測量図
既設境界標識
- ⑥ 筆界案の作成者：菊池市 市民環境部 地籍調査課